

意見書案第7号

検察官の定年延長に関する閣議決定の撤回及び検察庁法改正案の修正を
求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提
出いたします。

令和2年6月15日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	岩隈千尋
	〃	堀添健
	〃	露木明美
	〃	木庭理香子
	〃	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子

検察官の定年延長に関する閣議決定の撤回及び検察庁法改正案の修正を求める意見書

本年5月8日、検察庁法改正案を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案が衆議院で審議入りしたが、国民世論や専門家らによる多数の反対を招いた結果、政府は、今国会での成立を断念し、次期国会での成立を目指すとした。

提案された検察庁法改正案は、すべての検察官の定年を65歳に引き上げる一方で、次長検事、検事長及び検事正については63歳に達した時点で役職を退き、一般の検事に戻るという役職定年制度を採用しつつ、法務大臣が職務遂行上の特別の事情を勘案し、公務の運営に著しい支障が生じると認めるときは、役職定年である63歳を超えて、さらには65歳定年も超えて、引き続きその役職のまま勤務させることができる特例を定めている。

そもそも検察庁法改正案は、政府が、本年2月7日に定年を迎えることになっていた東京高等検察庁検事長について、それまで検察官には適用されないとしていた国家公務員法の退職に係る規定を適用し、定年退官直前の同年1月31日にその勤務を半年間延長するとの閣議決定を行ったことに端を発しており、当該閣議決定は、一般法である国家公務員法と特別法である検察庁法の関係に照らすと違法ではないかとの意見もある。

また、検察官は、強大な捜査権を有し、犯罪の嫌疑があれば政治家も捜査の対象とすることができることから、政治的に中立公正でなければならないことは明らかであるにもかかわらず、このような特例によって法務大臣の裁量による役職や勤務の延長という形での恣意的な人事介入が行われることになれば、検察官の独立性が侵害される恐れもあるため、元検事総長をはじめ、日本弁護士連合会や日本全国の弁護士会の会長などから当該閣議決定及び検察庁法改正案に対する反対声明等が出されているとともに、インターネット等を通じて多くの国民が声を上げているものである。

よって、国におかれては、検察官の公正性に疑念を持たれることのないよう国民の声等に耳を傾け、検察官の定年延長に関する閣議決定を撤回するとともに検察庁法改正案の特例部分について修正するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣